

1. 商品名(愛称)	JA こまち特別定期積金(プレミアム定期積金)
2. 募集期間	令和2年10月1日～令和3年3月31日 ※ 大幅に金利が変動した時は、条件の変更や取り扱いを中止させていただく事がございます。
3. ご利用いただける方	管内在住または管内企業に勤務している個人の方で、以下の条件のうちいずれかに該当する方 ① JAカードをお持ちの方 ② 給与もしくは公的年金を当JAでお受取の方 ③ 個人ネットバンクをご利用されている方 ④ 集金扱いの定期積金をご利用されている方または満期後1年以内の方
4. 対象商品	定期積金(定額式・目標式)
5. 払込方法 (1) 払込期間 (2) 払込方法 (3) 払込金額	(1) 1年以上5年以内 (2) 普通貯金口座からの自動振替 (3) 月1万円以上、1円単位
6. 払戻方法	約定の回数の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
7. 給付補填金 (1) 適用金利 (2) 計算方法 (3) 税金 (4) 金利情報の入手方法	(1) 店頭表示金利の10倍 (2) 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 (3) 20.315%(国税:15.315%、地方税:5%)の分離課税 ※ 平成49年12月31日までの適用 (4) 店頭表示金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・ 毎月の掛金の払い込みの他、ボーナス時の掛金の払い込みが可能です。 ・ 「定期積金自動満期処理予約サービス」を付加することが可能です。
10. 中途解約時の取り扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回満期日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回満期日から解約日までの期間が1年以上の場合 〔 契約時の約定利回り×60% 〕 ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
11. 貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護される。

<p>12. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という)につきましては、当 JA 本支店または金融共済部(TEL : 0183-78-2223)にお申し出ください。当 JA では規則の制定等、苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JA バンク相談所(TEL : 03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用することができます。上記当 JA 金融共済部または JA バンク相談所にお申し出ください。 ・ 仙台弁護士会 ※ JA バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 JA バンク相談所にお申し出ください。
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・ 掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口へお問い合わせください。

JAこまち